

平成 30 年度

福山市包括外部監査結果報告書

(要 約 版)

福山市包括外部監査人

公認会計士 小 林 明 弘

目 次

第1．平成30年度包括外部監査の概要	1
第2．テーマの選定理由	3
第3．監査の結果	3
第4．監査結果に添えて提出する意見	4

- ・本文中、端数未満の金額は四捨五入している。
- ・端数処理の関係で、表の金額の集計結果と合計とは必ずしも一致しない。
- ・施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。

第1. 平成30年度包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象として選定したテーマ

(1) 監査対象

市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）に関する事務の執行について

(2) 監査対象部署

局	部	課
企画財政局	税務部	税制課 市民税課 資産税課 納税課
市民局	市民部	国保年金課
保健福祉局	長寿社会応援部	介護保険課
市民局	市民部	後期高齢者医療課

上記の他、選定した監査テーマに関する財務事務に関して、必要な事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部課

(3) 監査対象期間

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても対象とした。

(4) 監査実施期間

監査契約日（平成30年4月1日）から

報告書提出日（平成31年3月15日）まで

3. 監査の着眼点

- ① 市税等の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務は、法令等に準拠して行われているか。（合規性）
- ② 市税等の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務は、効率的に行われているか。（効率性）
- ③ 市税等の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務は、全ての納税者に対して公平に

行われているか。(公平性)

4. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士 小林 明弘

包括外部監査人は、福山市との間に地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係を有していません。

包括外部監査人補助者	公認会計士	石原 広一
	公認会計士	日下 真吾
	弁護士・公認会計士	金浦 東祐
	公認会計士	渡邊 雅史
	公認会計士	三吉 孝治
	弁護士	坂本 智栄
	公認会計士	内田 祐輔

包括外部監査人補助者は、監査の対象とした特定の事件につき、いずれも利害関係を有していません。

第2. テーマの選定理由

平成29年度の福山市一般会計当初予算164,370百万円のうち、市税収入は71,606百万円と全体の43.6%を占め、市の財政運営において最も重要な財源となっている。また、特別会計の中で予算規模の大きい国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、市民が納付する国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が重要な財源となっている。

一方、中長期的には、市税等の中心的な納税者層である生産年齢人口の減少が予想される中、高齢化の進展による扶助費の増加など歳出の増加が予想される。このような状況下において、市税等に関する事務を適切かつ効率的に実施することは、安定的な歳入確保に向けての最重要課題と考えられる。

以上のことから、市税等に関する事務の執行状況などが適切かつ合理的に行われているかどうか総合的に監査することは意義があるものと考え、平成30年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

第3. 監査の結果

監査の結果、違法若しくは著しく不適切であるとして指摘すべき事項はない。

第4. 監査結果に添えて提出する意見

監査結果については「第3. 監査の結果」に記載したとおりであるが、監査結果に添えて提出する意見の要約を以下に示す。これらの具体的内容については、「平成30年度福山市包括外部監査結果報告書」の「第6. 監査の詳細」及び「第7. おわりに」に詳述することとする。

なお、各意見の表題に付したナンバーは、「第6. 監査の詳細」において付番したものである。

1. 個人市民税

① 未申告者へのお尋ね送付の抽出条件の見直しについて

課税対象者を網羅的に捕捉することは、課税の公平性の観点から重要である。現在、福山市は、次のような条件で未申告者を抽出し、それぞれについて 1) 未申告のお尋ね送付、2) 申告書の送付、3) 臨戸調査（訪問調査）を実施し、課税対象者の把握に努めている。

未申告者への対応	抽出条件
1) 未申告へのお尋ね送付	未申告者のうち23歳から60歳
2) 市民税申告書の送付	未申告のお尋ね送付者、未申告のお尋ねが返戻になっていない者、前年度課税情報のある単身世帯
3) 臨戸調査	未申告のお尋ね送付者、未申告のお尋ねが返戻になっていない者、前年度課税情報のある世帯員がいる世帯

現在、未申告のお尋ね送付の抽出条件は、「未申告者のうち23歳から60歳」である。昨今の高齢化社会、人手不足による雇用状況の変化などにより、働き方改革の一環として定年年齢の引き上げが議論されている。そのような働き方についての社会情勢も踏まえ、「23歳から60歳」という対象年齢の拡大を検討すべきである。

② 未申告者への対応について

未申告者に対して、申告の督促はするものの、督促後も未申告となっている者に対するフォローがされていない。個人市民税は、市民が広く負担しあうものであり、課税の公正性・公平性の観点からは、調査・確認が必要である。一方で、経済性・効率性も踏まえ、未申告者を分析し、属性（年齢等）ごとにグルーピングするなどして効率的な対応を検討すべきである。

③ 給与支払報告書の未提出事業者に対する対応について

前年の1月1日から12月31日の間に給与の支給を行った事業者等は、給与を支給された者が1月1日現在居住する市町村に給与支払報告書を提出しなければならない（地方税法第317条の6）。また、給与支払報告書の提出義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている（地方税法317条

の 7)。

福山市では、給与支払報告書台帳から、未提出の事業者をシステムにて抽出して給与支払報告書の提出の督促を行っている。

給与支払報告書の未提出督促件数は減少しているが、一方、単年処理で督促を実施しても未提出である者に対するフォローがされていない。給与支払報告書は、市民が広く負担しあう個人市民税の重要な賦課資料である。課税の公平性の観点から、調査・確認が必要である。

④ 給与支払報告書提出における eLTAX の利用促進について

個人市民税の給与支払報告書の種類別の収集状況は、次のとおりである。

【給与支払報告書の収集状況】

単位：件

区分	年度	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
給与支払報告書		279,271	100.0%	286,772	100.0%	285,808	100.0%
データによる取得 (eLTAX など)		103,228	37.0%	115,748	40.4%	126,055	44.1%
紙による取得(紙)		176,043	63.0%	171,024	59.6%	159,753	55.9%

賦課資料の収集に当たって、全体的にみると徐々にデータによる取得に切替わっている傾向にある。ただ、最も件数の多い給与支払報告書については、依然として紙による取得が多い状況である。

賦課資料の収集及び収集後の事務作業の正確性・経済性・効率性の観点からいえば、eLTAX の寄与度は大きいものがある。市では、給与支払報告書の eLTAX 利用促進について、給与支払報告書などの発送時に啓発チラシの同封、年末調整説明会での利用促進の広報を行っており給与支払報告書の eLTAX による提出件数も増加している。今後も地道に現在の利用促進に向けた取組を継続することを期待する。

⑤ 給与所得の特別徴収による納税の促進について

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の個人住民税についても特別徴収することが義務付けられているが、普通徴収による納付も行われている。

【徴収方法別事業者数の推移】

単位：人

区分	年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別徴収者数		15,918	16,386	17,061	17,805	20,086
普通徴収者数		5,713	5,301	4,928	4,465	3,326
合計		21,631	21,687	21,989	22,270	23,412

上の表のとおり、普通徴収者数は減少しており、特別徴収制度普及に対する市の取組は一定の成果を上げている。2020年度からは、広島県内特徴一斉指定の取組が実施される予定である。市でも当該取組に合わせて特別徴収制度に関する周知・広報活動をより一層充実する必要がある。

2. 法人市民税

① 納税者より「eLTAX」で電子申告されたデータの福山市の税務システムへの取込みについて

現状では申告データをいったん紙にアウトプットし、それを見ながら税務システムに手入力を行っている。納税者にとっては電子申告により利便性が大幅に高まったが、福山市においては事務の効率化につながっていない。

福山市においては、市全体の7割を超す法人が「eLTAX」を利用している状況であるから、税務システムへの申告データの取込みが実現すれば、かなりの事務の効率化が期待できると考えられる。

この点に関して、2020年1月から稼働予定の新システムでは申告データの取込みを予定しているため、作業量が大幅に削減され業務が効率的に行えることが期待できる。

② 職員の税に関する専門性の強化や国税等との連携の強化について

地方税（道府県税・市町村税）に係る規定はすべて地方税法（昭和25年法律第226号）において定められており、基本的に日本国内の都道府県・市町村共通のものである。

しかし、地方自治体の税に関わる職員は一般職員であり、様々な部署への異動があることから、国税職員のように必ずしも専門性が高い職員ばかりではなく、また業務経験年数も長くないケースも多い。税法は複雑な規定が多く、また改正も繰り返されることから、税に関わる職員はより高度な専門性が求められる。そのため継続的に専門的な研修が必要であるが、各自治体独自で研修を実施することは困難を伴う。地方自治体を所管する総務省において、全国規模での統一的な研修制度を構築し、税務に携わる自治体職員のレベルアップを図る仕組みの構築が望まれる。

また税の賦課・徴収に関しては、これに一貫して従事する国税（国税庁・国税局・税務署など）の方が、専門性が高いと考えられることから、国税との連携を強化することも必要である。実際に、法人市民税の修正申告又は更正の手続は、国税の税務調査を受けて行われることがほとんどであると思われる。この観点から地元税務署（福山税務署・府中税務署）との連携を強化することは重要であると考えられる。さらに広島県東部県税事務所との連携、税に関する専門的知識を有する者（税理士・業務経験者など）による指導体制の構築などを検討する必要もある。

③ 本社が本市外にある事業所の実態把握について

法人市民税の納税義務者は、福山市に事務所や事業所がある法人と、福山市に事務所や事業所はないが、寮・宿泊所がある法人である。

通常の場合には、納税義務者が福山市に事務所・事業所・寮などを設置した段階で「法人設立・開設届」の提出を受け、納税義務者の確認及び登録を行う。

仮に、「法人設立・開設届」の提出がなくても、福山市内に本社を置く法人であれば、新規設立法人情報や福山税務署・府中税務署からの情報入手により、納税義務者の確認をすることは比較的容易である。

実態把握が困難なのは、福山市内に本社を置かず、事務所や事業所のみを福山市に設置するケースである。現状では、「法人設立・開設届」の提出がない場合には、福山市内での求人広告や電話帳などから、事業所の存在を把握したり、建築指導課から建築物のリストを入手して新設事業所を確認したり、地元情報誌の建築情報から事業所の存在を把握したりするなどして、納税義務者の把握に努めているとのことである。

福山市外に本社を置く会社の場合、市中心部や交通利便の高いエリアにあるオフィスビルに営業所・支店を設置するケースが多い。このような場所のオフィスビルの入居者を確認することも有効であると考えられる。また、事業所税の関係で賃貸物件の所有者から提出される「事業所用家屋の貸付等申告」から入居者の情報を共有することも有効であると考えられる。

④ 法人市民税の減免申請について

平成 29 年度に福山市に提出された法人市民税の減免申請書を閲覧したが、手書きや法人のゴム判を利用して作成された書面がほとんどである。記載すべき内容は毎年度同じ内容であるので、パソコンで入力できる電子書式（例えば Word ファイル）を提供すれば、前年度の内容を利用できることから、納税者の利便性は高まるものと思われる。

また、地縁団体については、法人市民税減免取扱要領第 5 条により、初年度のみの申請で、2 年目以降は継続減免としているが、公益社団法人・公益財団法人、NPO 法人についても初年度のみの申請で、2 年目以降は継続減免する制度を適用できないだろうか。2 年目以降の書類提出が不要となり、納税者・福山市ともに事務の負担が軽減できると考えられる。

⑤ 公益法人等に対する課税免除制度の導入の検討について

福山市は収益事業を行っていない NPO 法人、地縁団体、公益財団法人等に対しては法人市民税の減免制度を採用している。この制度とは別に、近隣の倉敷市では課税免除制度を採用している。倉敷市の場合、初回のみ届出書と収益事業を行っていないことを確認できる書類（事業報告書・収支計算書など）の提出を求め、収益事業を行っていないことが確認できれば、課税免除を決定する。そして、翌年度以降は各種書類の提出は不要とする制度である。

福山市における現行の減免制度では、地縁団体を除き、毎年の減免申請が必要であるが、課税免除制度であれば、2 年目以降の書類提出が不要となり、納税者・福山市ともに事務の負担が軽減できる。

課税免除制度への変更は条例の変更が必要であるが、近隣の倉敷市が既に導入している制度でもあり、納税者・福山市双方の事務の効率化につながることから、課税免

除制度の導入を検討する必要があると考える。また、課税免除制度は前述の継続減免制度と実質的には同一の効果を期待できることから、比較考慮しながら検討することを要望する。

⑥ 地縁団体代表者の異動確認の一本化について

地縁団体に対する法人市民税の減免申請に関連し、地縁団体に対しては、2年に1回、地縁団体代表者の異動届の提出を要請している。他方で、地縁団体については「協働のまちづくり課」でも団体の登録・管理業務をしていることから、両課に届けを提出する団体といずれか一方だけに提出している団体があるなど、混乱している状況が見受けられた。

地縁団体の性格上、「協働のまちづくり課」に窓口を一本化し、市民税課は「協働のまちづくり課」から地縁団体のリストをもらうことにすることで、業務の効率化が図られるものと考えられる。

なお、地縁団体については、法人市民税減免取扱要領第5条により、既存の団体については減免申請があったものとみなされ、毎年の減免申請書の提出は要しない。新規地縁団体に係る減免申請についてのみ、市民税課にて受け付けることとし、代表者異動届など団体の登録・管理業務については、「協働のまちづくり課」に一本化する方が、地縁団体にとってもわかりやすいし、福山市においても業務の効率化にも繋がるものと思われる。

⑦ 税務署からの送付データに資本準備金・資本金等を加えることの検討について

国税において福山市を管轄する福山税務署・府中税務署から毎月、申告法人のデータが広島県東部県税事務所を経由して福山市へ送付されている。送付されるデータは、法人名・所在地・売上高・課税所得・法人税額・資本金の額であるが、資本準備金・資本金等の金額は送付されていない。

納税義務者である法人から福山市へ提出される法人市民税の申告書には、資本金の額・資本金の額及び資本準備金の額の合算額・資本金等の額を記載するようになっている。そして、資本準備金・資本金等の金額は法人市民税均等割の区分の確認に必要であり、本来は、申告書に記載されている金額が適正であるか検証する必要がある。

ところで、資本金、資本準備金、資本金等の金額は法人税別表5(1)に記載されている内容であることから、法人税申告書より入手することは容易である。法人税申告書から資本準備金・資本金等の金額を把握し、適正な均等割の区分が適用されているかを確認する作業に活用することを推奨する。

⑧ プレプリント申告用紙の送付の取りやめの検討について

法人市民税の申告書の作成は納税者の税務代理人である関与税理士が作成することが一般的であると思われる。税理士事務所において申告書を作成する場合には、税務計算ソフトを活用して税務申告書を作成し、白紙の用紙に印刷しており、福山市から送付されてくるプレプリント申告用紙を使うケースはほとんどないと思われる。また近年では電子申告が普及してきている。

現在、法人市民税の申告用紙は、白紙用紙を購入し、庁内で A4 サイズの申告書と納付書を印刷し、これを封筒に封入して送付している。そして、これを納税義務者へ郵送する場合には A4 サイズにつき定形外郵便物の 120 円の送料が発生する。一方で、納付書のみを送付にすれば、封筒が小型化することから送料は定形郵便物の 82 円となり、送料が削減できる。白紙用紙代・印刷代・送料の削減が可能である。作業時間が軽減され、事務の効率化にもなる。

もし申告用紙を必要とするケースにおいては、依頼のあった納税者に対してのみ郵送するか、福山市の HP からのダウンロード対応とすることも可能である。このようなことから、プレプリント申告用紙の送付をやめ、納付書のみを定形郵便物で送付する自治体も増加している。福山市においても検討を進めることが必要である。

ちなみに、福山市では、償却資産税の申告書、市民税・県民税・国民健康保険税申告書は HP からダウンロード可能であるが、法人市民税申告書と事業所税申告書については HP からのダウンロード入手ができるようになっていない（納付書や各種届の様式のみダウンロード可能）。数字の入力項目が多いことから、Excel ファイル形式での提供が納税者にとっては利便性が高いので、Excel ファイル形式でのダウンロード提供を要望したい。

⑨ 均等割適用従業員数の適正性の確認について

平成 29 年度申告実績によれば、法人税申告書に従業者数を記載していない申告書が 18,145 件中、2,630 件あった。この中には、修正申告につき記載を省略したと思われるケースや実際に人数がゼロであるケースも含まれている。

法人市民税均等割の金額は、地方税法に規定されている資本金等の額と市内の事務所等の従業者数の合計数との組み合わせで最低 5 万円から最高 300 万円までの適用幅がある。例えば、資本金等の額が 50 億円を超える法人の場合、市内の事務所等の従業者数の合計数が 50 人以下なら均等割は 41 万円、これが 50 人を超えると一気に 300 万円になり、税負担が大きく変わる。従って、各法人が申告する法人市民税均等割の金額が適正であるか否かについては、福山市において、当該法人の資本金等の額と市内の事務所等の従業者数の合計数を適切に把握し、調査・確認する必要がある。

課税の公平性や制度の根幹を維持するためには、記載内容の確認のため、実態調査（税務調査）をすべきであろうが、福山市では十分な調査は行っていない。

そこで、従業者の数の確認方法として、例えば、次の方法を用いてはどうか。

- ・従業員名簿の提出を要請する。
- ・福山市に提出された給与支払報告書の報告人数の合計数と申告書記載人数との差異を調査する。そして差異が大きい場合には説明を要請する。

課税の公平性や制度の根幹を維持するためにも、定期的な調査を実施することが望ましい。

⑩ 未申告法人に対する申告勧奨とその後のフォローについて

平成 25 年度から平成 29 年度の未申告法人数は、次のとおりである。

【未申告法人数の推移】

単位：社

年度	期限内に未申告の 法人数	内、期限後に申告が あった法人数
平成 25 年	158	97
平成 26 年	157	70
平成 27 年	172	65
平成 28 年	202	53
平成 29 年	241	50

期限内に未申告となっている法人の多くは、実質的に休業・経営破綻状態となっている法人が多いと推測される。法定提出期限内に申告書が提出されなかった法人に対しては、法定提出期限の翌月 10 日以降に申告勧奨文書・申告書・納付書・異動届を送付している。これにより、期限後にある程度の申告が行われている。

それでもなお申告書の提出がない場合には、現地調査に出向き、法人の実態を調査することを原則としているが、現地調査は十分に行えていないのが現状である。

期限内に未申告となっている場合には、実質的に休業・経営破綻状態となっている法人が多いと思われるので、電話連絡がとれないケースも多いと思われる。そこで現地調査を行って法人の現状を確実に把握することが望ましい。また、過年度の申告書を作成した関与税理士に問い合わせをすることも有効な手段であると考えられる。また、法人市民税の未申告法人は、法人税・法人県民税も未申告となっていると思われる。税務署・県税事務所と連携をさらに深め、情報交換・共有化を進められる仕組みづくりを推進することが必要である。

⑪ 法人市民税・事業所税の税収増加に向けた総合的な施策の検討について

法人市民税の納税義務者は福山市に事務所や事業所がある法人及び福山市に事務所や事業所はないが、寮・宿泊所がある法人である。また事業所税の納税義務者は事業所等において事業を行う法人又は個人である。従って、福山市内で事業を行う者が増えれば、法人市民税・事業所税の基盤も強固になると考えられる。

そのためには、福山市内に事業者を呼び込むための総合的な施策も必要となってくる。具体的には企業誘致のための立地の確保、産業インフラの整備、金融支援などを総合的に検討していく必要がある。また新たな企業が増えれば、市外からの住民の流入も期待できる。そのために、より魅力的な教育・文化施策の展開や公共施設の整備も必要であろう。このような総合的な施策の立案は行政の重要な任務であり、都市機能をさらに発展させるために、有効な施策の立案を要望する。

3. 固定資産税・都市計画税

《土地・家屋共通》

① 固定資産税システムへの登録コードについて

固定資産税システムに固定資産を登録するに当たっての非課税コードや減免コードは、地方税法第 348 条や福山市固定資産税減免要綱と直接対応するものではなく、法人格による分類、施設による分類、事業による分類等が混在している。現状のような固定資産の非課税コードや減免コードであれば、根拠条文や根拠要綱が固定資産税システムでは確認できず、地方税法第 348 条や福山市固定資産税減免要綱が改正になったとしても、改正部分を即座に把握することができない。また、担当者によって、非課税コードや減免コードの入力コードが異なるという事態が生じる可能性がある。

固定資産の非課税コードや減免コードについては、地方税法第 348 条や福山市固定資産税減免要綱を根拠として設定することが望ましい。

② 土地と家屋の非課税資産の分類不能部分の整理について

土地と家屋それぞれの非課税資産一覧表を確認したところ、「非課税」という分類の項目が存在する。これは、非課税の事由ごとに分類化されておらず、分類できていないものをまとめたものである。何か資産の異動があるごとに、「非課税」の分類を更新しているが、異動があるまでは非課税の分類のままである。「非課税」に分類された土地の件数は、114,803 件であり、全体が 246,983 件であることから、全体のほぼ半数に該当する。

「非課税」の分類をしていないのは、過去に「非課税」の分類を行っておらず、「非課税」という分類のみによって整理してきたためである。現状では、「非課税」の分類を行う運用になっていることから、非課税資産の分類不能部分の整理を行う必要がある。

③ 減免制度の公平性について

固定資産税の減免については、福山市税条例第 62 条により規定されており、具体的な減免対象は、福山市固定資産税減免要綱に定められている。福山市固定資産税減免要綱の中に、特別の理由があるものに対する減免の項目がある。

固定資産税の減免制度は、福山市固定資産税減免要綱に記載された団体のみが、減免対象となるが、減免の制度が広く知られていないため、減免対象になり得る団体の固定資産について減免申請がされていないケースが存在する可能性がある。本来、同種類の事業を行っている団体間で、課税と減免の取扱いが異なっていることは課税の公平性の観点からは望ましくない。

租税において、公平性の原則は重要な原則であり、不公平な取扱いがあってはならない。減免は、一部の納税者に対して租税を軽減又は免除するという例外的な措置であり、いかに課税の公平性を確保するかが重要である。福山市固定資産税減免要綱において、特別の理由がある者に対する減免の規定を設けるのであれば、団体間における課税の公平性に留意する必要がある。

④ 公益上の理由による減免について

福山市固定資産税減免要綱によれば、公益法人が所有し、かつ、公益目的事業の用に供する固定資産については、減免対象となる。また、一般法人が所有し、かつ、公

益目的事業の用に供する固定資産については、福山市固定資産税減免要綱に規定されていれば減免対象となる。

ところが、他の市の固定資産税減免要綱を参考にすると、公益上の理由により実施される固定資産税の減免制度を見直しているケースも存在する。たとえ公益性が高い場合であっても、十分な収益力が認められる場合は減免対象とはするべきではないという考え方に基づくものである。

固定資産税の減免制度については、非課税制度のように地方税法によって明確に規定されているものではなく、市長において必要があると認めるものについて、減免対象とするものである。公益性の概念や内容が社会経済情勢とともに変化していることに鑑み、減免制度を設けることの妥当性を検討することが望ましい。

⑤ 課税保留案件の増加とそれへの対応策について

課税保留案件とは、相続人や納税管理人の不存在、会社解散等による代表者不明等により、納税通知書の送り先がない等の理由により、固定資産税の納税通知書の発送が行われない案件のことである。課税保留案件は納税通知書が発行されず課税が行われないこととなるので、市税収入の調定処理や債権としての認識が行われることはなく、債権管理や不納欠損処理の対象にもならない。なお、福山市では、相続人調査中のため一時的に課税保留とされているものについては、相続人確定後、速やかに課税保留をやめて課税を行うこととしている。

固定資産税は土地建物が存在する限り毎年度課税が行われるものであるが、それもその土地建物の所有者が実在して初めて可能となることである。また、課税保留となっている土地建物を換金して保留となっている税額に充てようとしても、その土地建物の経済的な価値や換金作業について必要となる時間や費用を考えれば、それもまた有効な解決策とは言えない。

地方税法には課税保留に関する明確な規定はなく、また、課税の公平性の観点からも課税保留案件はなくすべきものである。しかし、人口減少や少子高齢化の進行に伴う空家や不在地主の増加、相続人の不存在案件の発生等といった社会環境を考慮すると、今後においても課税保留となる土地建物が増加していくことは十分に予想される。

このような現実を踏まえて、自治体の中には統一的な事務処理を行うことや課税保留案件の管理を確実にを行うことを目的として、固定資産税及び都市計画税に関する課税保留の取扱いについての要綱や要領を定めているものもあり、福山市においてもこのような要綱や要領の策定を検討する必要があるものとする。

《家屋》

① 固定資産課税台帳へ登録されている非課税家屋について

固定資産課税台帳に登録されている非課税家屋の棟数は、平成 30 年 1 月 1 日時点において 1,464 棟と少なく、また、この 1,464 棟には福山市所有と広島県所有の 593 棟が含まれており、それを除けば、民間所有の非課税家屋は 871 棟しか登録されていない。

担当課によると、非課税家屋の固定資産課税台帳への登録は最近 15 年程度の期間内

において行われるようになったもので、それ以前には非課税家屋を課税台帳へ登録することはなかったとのことである。そのため、福山市内に古くから存在する多くの非課税家屋が課税台帳へ登録されていないものと考えられる。また、非課税家屋であり固定資産税額が発生しないため、それが課税台帳へ登録されなくても特に支障は生じないということがその理由と思われる。

しかし、例えば宗教法人が所有する家屋の場合、非課税となるのは境内建物に該当する家屋の場合であり、第三者に有料で貸付けられる家屋や収益事業の用に供される家屋等は非課税とはならない。平成 29 年度において、宗教法人が非課税扱いであった家屋を使って農業を始めたため、その家屋が非課税扱いから課税扱いに変更された事例があった。

このように、家屋の用途変更が行われて、非課税扱いから課税扱いに変更しなくてはならなくなる事態が生じる可能性もあり、現在、課税台帳に登録されていない非課税家屋について調査を行い、課税台帳へ登録することが必要である。

② 家屋の用途変更がなされた場合の経年減点補正率の変更について

現在、福山市では家屋の用途変更が行われた場合に、それが増改築等による形態の変更を伴わないものであるときは、その変更実態の把握の困難さにより全てに対応できていると言い切れない状態にある。

しかし、福山市固定資産（家屋）評価要綱によれば、家屋の損耗の状況による減点補正率として経年減点補正率を適用するに当たり、「同じ構造、同様の程度の建物であっても、建物の使用可能な期間（いわゆる耐用年数）は、その使用形態（用途）によって決まる。」という考え方にに基づき設定されているものであるため、「用途別区分」の選定においては現実の使用用途によるものとするものとされている。

すなわち、家屋の用途が異なれば適用される経年減点補正率も異なるものとなり、固定資産評価額にも差が生じるものとなる。したがって、家屋においてその用途が変更された場合には、変更前と変更後では異なる経年減点補正率を使って固定資産評価額が算出されるべきであり、税額にも差が生じることとなる。

多くの自治体において家屋評価事務要領の中に、用途変更が行われた場合の経年減点補正率の変更を行う旨が記載されている。参考として、大阪市の固定資産評価実施要領を示す。

（参考）大阪市固定資産評価実施要領より

キ 改築を伴わない用途変更が行われた家屋の取扱い

家屋によっては、その存続期間の中途において当該家屋の用途（使用形態）が変更される場合（例えば本来は住宅用として建築された家屋が、用途変更により事務所用として使用されるというような場合）もあるが、このような場合で、当該家屋について全く改築等の形態の変更を行わなかったときの経年減点補正率は、変更後の用途に該当する経年減点補正率基準表により求めること。これは、経年減点補正率が、「同じ構造、同様の程度の建物であっても、建物の使用可能な期間（いわゆる耐用年数）は、その使用形態（用途）によって決まる」という考え方

に基づき設定されていることによる。

福山市においても家屋の用途変更がなされた場合に経年減点補正率の変更を洩れなく行っていくためには、用途変更について担当課が把握する手段を確立することが重要であるとする。

③ 家屋の用途変更の把握手段の確立について

家屋の用途変更はその固定資産評価額に影響を及ぼすものであるため、用途変更が行われた事実を把握することが必要であるが、その手段としては所有者による建物表題変更登記が考えられる。しかし、用途変更に合わせて建物表題変更登記が行われる件数は通常限られており、また、建物が未登記であった場合においては、そもそも変更登記が行われることはない。

変更登記以外には、市の固定資産税担当課による現地調査、又は、家屋の用途変更を行った市民からの届出による把握などが考えられる。福山市においては、家屋の用途変更が行われた場合において、市へ提出が必要とされている書類として「住宅用地申告書」が設けられているが、十分には利用されていない。

家屋建築時には実地調査に際して用途確認も可能であるが、その後においては、家屋の用途を確認できる機会は少なく、用途変更を把握する手段も多くない。市民からの届出は数少ない用途変更を把握する手段の一つであるため、家屋の用途変更が行われた際に市民から届出が提出されやすい環境を整備するとともに、届出が必要であることを市民に周知する努力を継続することが必要である。

《償却資産》

① eLTAX による増加減少資産申告の場合の事務手続の合理化について

固定資産税（償却資産）の事務手続の中で、eLTAX による増加減少資産申告の場合に事務手続が煩雑になるようである。具体的には、現状の Access の仕様が全資産申告に対応したものとなっているため、増加減少資産申告の場合はシステムによる取込処理ができず手作業により処理する場面が出てくるという状況である。

福山市における eLTAX による申告件数は年々増加しており、eLTAX による申告の電子データについて手作業を介することなく処理することができれば、事務手続は合理化されるはずである。そのために、全資産申告だけでなく増加減少資産申告にも対応できるようシステムの設計を見直す必要がある。

② 申告書を送付する事業者及びその選別について

ア 申告書を送付する事業者について

平成 29 年中に発送された申告書の送付先リストを確認したところ、総数が 11,527 件であった。内訳としては、株式会社が 6,949 件で有限会社が 2,620 件であり、それらが全体の 8 割強を占めていた。

参考までに福山市の統計値を示すと、平成 29 年度の個人市民税で営業所得に係る

所得割額がある納税義務者は 7,771 名であり、平成 28 年度の法人市民税納税義務者数は 12,826 法人である。これらすべての者が償却資産を所有しているわけではないだろうが、この統計値と比較すると申告書の送付先が少ないように思える。また、福山市ホームページより福山市が所管する社会福祉法人（老人福祉施設、障がい福祉施設及び児童福祉施設）を数えると 105 法人であるが、当該リストにある社会福祉法人は 12 法人のみであることから、事業者に対して申告書を十分に送付できていないことが窺える。

申告書の送付が漏れている事業者が存在する可能性について確認したところ、申告書を送付していない事業者に対しては事業をしているか等の調査を定期的に行い、申告書を送付するよう取り組んでいるが、年々事業者が増えており郵送料にも限りがあるため、費用対効果を考慮したうえで申告書を送付しているとのことであった。固定資産税（償却資産）は、事業者からの申告があつて初めて賦課計算をすることができるので、事業者に対して申告書を送付しその所有する償却資産の申告を促すことは重要性が高い。したがって、可能な限り事業者を把握し、申告書を送付するよう努めるべきである。

イ 申告書を送付する事業者の選別について

eLTAX により申告する事業者は、紙ベースの申告書は不要なはずである。国税である法人税や消費税の申告書は、翌年以降送付不要である場合に納税者側で送付不要を選択できるような様式になっている。国税における当該取扱いを参考にし、償却資産の申告書においても翌年以降の申告書送付の可否を納税者側で選択できるようにすれば、申告書の送付数が減少し、事務作業の軽減及びコスト削減を促進することができると思われる。

- ③ 新規事業者の把握のための税務署及び市民税課との連携強化について
 新規事業者の把握に関する調査の実績は次のとおりである。

【平成 29 年度 新規事業者の把握に関する調査実績】

単位：件

	個人		法人	
	調査件数	申告件数	調査件数	申告件数
法人宛名チェックリスト	0	0	421	342
地域経済情報誌	11	8	369	278
医療施設動態一覧	7	7	3	1
経済産業省照会	1,670	250	154	36

新規事業者の把握方法について確認したところ、経済産業省照会による太陽光発電の売電事業者情報の入手が平成 29 年度より新たに実施されていた。固定資産税（償却資産）の課税事務において、新規事業者の把握は重要性が高く、様々な手法でその把握に努めている姿勢は評価できる。

しかし、現状では税務署との連携が進んでおらず、新規事業者の把握のための税務

署調査はなされていない。個人、法人を問わず、税務署には事業者に関する情報が豊富に存在するので、定期的に事業者情報を入手する機会を設ける等、税務署との連携強化に努めることが望ましい。

また、平成 29 年度の新規事業者の把握に関する調査実績より、個人事業者の把握につながる調査が不十分であるとする。個人事業者であれば、福山市の市民税課に個人住民税に関する情報が存在するので、その中から事業所得、不動産所得等がある納税者の情報を抽出して調査をする等、福山市役所内での連携強化に努めることが望ましい。

④ 未申告事業者への対応強化について

平成 29 年度の実績によると、登録事業者の件数（11,695 件）に対して未申告の件数（1,274 件）がおよそ 1 割存在する。課税の公平性の観点から、未申告事業者への対応は重要性が高い。

そこで、未申告事業者への対応状況について確認したところ、文書による督促がなされており、その結果 375 件の申告を受け付けていた。文書による督促には一定の効果が認められるものの、やはりそれだけでは申告をしない事業者は後を絶たない。平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 ヶ年で連続して未申告督促を実施した事業者も 523 件存在していた。文書による督促をしたものの申告のない事業者については、計画的に実地調査を実施する等、申告を促すための追加の対応が必要であるとする。

⑤ 調査により増額更正する場合の遡及期間について

調査には実地調査及び簡易調査があり、簡易調査は平成 28 年度から実施を開始している。効果的かつ効率的な調査に向けて、数年にわたり資産の増減なしで申告されている場合や工場等があるはずなのに該当資産なしで申告されている場合等、申告内容に疑義のある事業者については、それらを一覧にして税務署に資料（所得税申告書の減価償却申告書、法人税申告書の別表第 16(1)(2)(7)、貸借対照表等）の写しの交付を依頼し、それらの資料と申告内容とで違いがある場合は実地調査や簡易調査の対象としている。

簡易調査の実施を開始して 2 年が経過したところであるが、医療機関や飲食業者等、日程調整等の関係で実地調査が困難であった事業者や事業規模が大きく実地調査が現実的に困難であった事業者についても調査の対象とすることができ、また更正額も増加していることから、調査の効率性が高まっていることが窺える。

しかし、申告誤りが判明した場合の対応として過年度に及ぶ税額更正を行うことがあるが、基本的には過去 3 年の更正となっている。地方税法第 17 条の 5 第 1 項は「更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。」と規定しており、過去 5 年の更正を認めている。課税の公平性を確保するために、申告誤りの要因が偽装隠蔽による意図的なものである場合や過去複数年連続して未申告であった場合等、悪質な事案については、福山市で一定の規程を定めることにより地方税法が定める最長期間の更正を行うべきである。

⑥ 非課税の適用を受ける償却資産の台帳の整備及び適正な課税事務の促進について

平成 29 年度で、非課税の適用を受ける償却資産の一覧を確認した。その件数は、2,997 件、23 の事業者が所有するものであり、非課税の適用を受ける償却資産を所有する事業者数が非常に少ない印象を受ける。

例えば、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する償却資産は非課税の適用を受けることとなるが、当該一覧の中に社会福祉法人はない。非課税の登録件数が少ない要因としては、公益法人や社会医療法人、社会福祉法人等、免税点未満である可能性が高い事業者の申告について、そもそも未申告となっている場合や申告があったとしても資産の該当なしとして申告がなされている場合が考えられる。

確かに非課税の適用を受ける償却資産を把握したとしても課税されないため、それを把握していない場合と結果は同じである。しかし、非課税の適用を受ける償却資産は地方税法第 348 条に掲げられているものに限られており、たとえ現在はその用途に供していたとしても、用途変更によりその用途から外れる場合は将来的に課税対象となり得る。したがって、非課税の適用を受ける償却資産を把握することは課税の公平性の確保につながる課税庁の責務であると言える。簡易調査で非課税資産の自主申告を促す等により、非課税の適用を受ける償却資産の把握に努め、その台帳を整備する必要がある。

また、固定資産税の非課税調書を閲覧したところ、児童福祉施設の増築に伴う家屋の非課税申告書があった。具体的には、ある医療法人が従前より運営してきた事業所内保育所を増築し、当該増築部分に係る家屋の非課税申告を行ったという事案である。

非課税の適用を受ける償却資産の一覧の中に当該医療法人が所有する償却資産はない。事業所内保育事業のための家屋が存在する以上、その事業の用に供する償却資産が存在しないことは考えにくい。

当該医療法人の事例のように、事業運営上何らかの異動が発生したときは申告漏れの有無、申告誤りの有無等を把握する機会となるはずである。土地、家屋及び償却資産の各担当間で連携を強化し、適正な課税事務の促進を図るべきである。

⑦ 適正な減免手続の実施について

平成 29 年度で、減免の適用を受ける償却資産の一覧を確認した。その件数は 46 件であり、3 法人が所有している資産のみであった。

固定資産税の減免については福山市税条例第 62 条において、市長において必要があると認めるものについて減免するとされており、具体的には福山市固定資産税減免要綱に複数の減免規定が定められている。しかし減免制度そのものが広く知られていないために減免申請がなされていない。たとえ減免対象となるべき償却資産が申告されておらず課税対象とされていなかったとしても、それは減免処理の手続準拠性に反する事態であるため望ましくない。特別の事情を考慮して減免制度を設けている以上、適切な事務手続を経たうえで課税の例外的な取扱いである減免規定を適用する必要がある。また、事業者に対して減免制度の存在を周知する方法を検討するべきである。

4. 軽自動車税

① 農耕用小型特殊自動車の把握について

農耕用の小型特殊自動車については、公道を走行することが想定されておらず、購入者等の申告だけに委ねられると、購入後申告をしないままとなっている可能性が高い。この点について担当課に質問を行ったところ、担当課も市のホームページや市発行の市税のしおりでは農耕用小型特殊自動車についても課税の対象となると告知しているが、それ以外の告知は行っていないとのことであった。農耕用小型特殊自動車の課税の網羅性を担保するために、例えば農業協同組合や農業用自動車メーカーなどに依頼をして申告手続についての案内を積極的に行うということも検討すべきである。

② 標識の管理について

現在の標識の管理は、本庁及び支所ともに施錠ができる書庫で保管し、毎年9月の標識の発注時に現時点での在庫数を確認し報告を行っているが、日々の標識の受払については、記録を行っていない。よって、在庫数を確認したとしても、その時点での在庫数が本来のあるべき在庫数か否かということが分からない。

本庁及び支所において保管される標識数についてのより厳格な管理を行うため、本庁の窓口及び支所に保管されている標識数、交付した標識数などを記録した受払簿を作成し、受払簿の在庫数と実際の現物確認時の在庫数が一致していることを確かめる必要がある。

5. 市たばこ税

特に指摘すべき事項はない。

6. 入湯税

① 入湯客数の確認について

入湯税については、特別徴収義務者から申告される入湯客数の正確性を確認することが課税の正確性・公平性を担保するうえで重要である。

現在、申告された入湯客数については、繁忙期における入湯客数の増減及び前年比において著しく増減があった場合に、特別徴収義務者への聞取りを行っている。特別徴収義務者数は7社と少ないことから定期的に訪問し、備付けの帳簿と申告内容の確認を行い適正な申告が行われているかの確認を行うことが必要である。

7. 事業所税

① 事業所税床面積の記載内容の適正性の確認について

各法人が申告する事業所税の金額が適正であるか否かについては、福山市において、当該法人の市内の事業所用家屋の延べ床面積や従業者給与総額を適切に把握し確認する必要がある。現状では、建築指導課への建築確認を年3回（6月・9月・11月）実施

し、経済情報誌や広告による情報収集を随時行っているとのことである。

課税の公平性や制度の根幹を維持するためには、記載内容の確認のため、実態調査（税務調査）をすべきであろうが、福山市では十分な調査は行えていない。

そこで、市内の事業所用家屋の延べ床面積の確認方法として、例えば、次の方法を用いてはどうか。

- ・ 賃貸物件の所有者から提出される「事業所用家屋の貸付等申告」の記載内容と照合する。
- ・ 庁内に保管されている建築確認申請時の資料と照合する。
- ・ 実地調査に赴く。

課税の公平性や制度の根幹を維持するためにも、調査や確認の頻度を高めて実施することが望ましい。

8. 収納・滞納整理事務

① 財産調査について

納税義務者の財産調査として、預金照会が行われている。無作為抽出した個人の納税義務者の事例のほとんどにおいて、預金調査の対象は、全国規模の金融機関では、ゆうちょ銀行のみであり、その他は広島銀行、中国銀行等の地方拠点の金融機関である。福山市内には地方銀行のみならずメガバンクの支店もいくつか存在するのであるから、納税義務者が口座を作っている可能性は十分にある。合理的な理由なく照会対象を絞り込んでいるのであるのだとすれば、改善の余地があると考ええる。

また、近年インターネットバンキングが普及してきており、福山市内に支店がなくとも容易にインターネットを通じて口座を開設することができる。特にインターネットに精通した若い世代の滞納者については、コンビニエンスストア設置のATMで簡単に引出すことのできるインターネットバンキングへの親和性が高いと思われるので、これらのインターネットバンキングについても照会をかけることも有効であると考ええる。

個別事案に応じた工夫は必要であるが、効果的な税金の徴収のために、基本的には広く網羅的に財産調査を行うべきであり、そのことが仮に不納欠損処理をすることになってしまった場合に、より判断の妥当性を担保することになると考える。

② 動産の差押えについて

閲覧した資料によると平成25年以降の動産の差押件数は0件である。動産は換価しても一つ一つの単価が低いので費用対効果の観点からというのがその理由であるとのことである。

また、比較的価値が高いと思われる動産の自動車については、自動車社会である福山市において主たる移動の手段である自動車がなくなると納税義務者の日常の生活に支障をきたすことを考慮されているものと思われる。

確かに、自動車は納税義務者の生活にとって不可欠であり、差押えをすることがかえって納税義務者の経済的活動を低下させるというような事情がある場合には、今後の担

税力の低下にもつながるので、換価をすることは妥当ではないと考える。この場合には、市が自動車を差押えた上で換価猶予し、滞納税金の分割払いを条件として当該自動車を使用貸借するという手段も考えうる。この、分割条件に反した場合には換価するという手法で納税を促すことは、悪質性を疑われる滞納者に対しては有効であると考ええる。

③ 滞納額が少額である期間の対応について

高額な滞納者もかつては少額滞納者であったのであり、滞納額が少額であるうちに毅然とした対応を行うことが滞納額の増加の予防と考えられる。少額な滞納額のうちには財産調査及び臨戸訪問を徹底する必要があると考える。

この点について、滞納繰越分の調定額の推移を確認するに、年々減少の傾向にあることから、現状においても滞納額が少額であるうちの対応が功を奏しているとも考えられる。今後の更なる徹底を期待したい。

9. 徴税费

① より有用な徴税费の把握について

市税概要に記載されている徴税费は、税務部で予算計上された歳出であるため、次の点に留意する必要がある。なお、次に述べる点は、地方自治法に定められた地方自治体の会計制度、すなわち、単式簿記による現金主義会計の欠点ということができる。

まず、現金の支出をもって徴税费が計上されるために、多額のシステム投資を行った年度においては、その支出額全額が当該年度の徴税费に計上されることにより、他の年度と比較して税収に対する徴税费の割合が高くなり、年度間の比較を行う際には、注意が必要となる。

次に、総務部情報政策課で予算計上されるシステム費が算入されていないことである。より有用な徴税费を算定するためには、他の部課で予算計上される徴税に関連する歳出も徴税费に算入する必要があると考える。

10. 国民健康保険税

① 支所での徴収業務の見直しについて

国民健康保険税の徴収業務に着目してみると、本庁のみならず支所でも賦課徴収業務を行っているため、適時適切な管理や統一的な対応が困難であると思われるし、人員配置としても効率的とは言い難い。確かに、納税者と市職員の地理的な距離が近いということは、納税者にとっての利便性は高いといえる。一方において、職員は定型的な処理を大量に行うことが多い日常業務と個々の滞納者ごとに異なる事情を丁寧に把握して、ケースバイケースでの適切な対応を必要とする滞納整理業務という質が異なる業務を行わなければならないため、適切な滞納整理業務を行うことは困難ではなかろうか。また、この組織構造ではノウハウの蓄積という面でも大きな期待はできない。支所での賦課徴収業務は本庁へ集約する等、組織の在り方を検討する必要があると考える。

② 滞納に関するノウハウの利活用について

国保年金課では国民健康保険団体連合会が実施している「徴収アドバイザー巡回相談事業」を活用して滞納整理の進め方に関するアドバイスを得ている。これは県内の他の自治体の滞納整理に従事していた OB が月に一度福山市で相談に乗ってくれるという仕組みであり、国保年金課においては有益な助言が得られているようである。また税務部納税課には税務署の OB が相談員として勤務していることから、国保年金課はこれらの相談員にもしばしば相談することができている。これらの事実からも明らかかなように、滞納整理業務はノウハウの有無が結果を大きく左右する。人事異動や組織構成を考える際にはノウハウの蓄積・共有にも配慮しなければ折角の無形財産が雲散霧消してしまうから、配慮すべきである。また福山市で滞納整理業務に従事した OB を組織して相談員等に任用することなども検討してみてもどうか。

1 1. 介護保険料

① 滞納情報の共有化について

介護保険料の滞納者は市税や他の公課を滞納していることもあると思われるところ、他課等に相談に来た際に滞納介護保険料の存在が判明した場合には情報提供を受けて同じタイミングで納付相談を行うことがある。しかし、一元管理がなされているわけではないため、必ずしもそのタイミングでは判明しない。介護保険料のみを捉えずに福山市の債権全体としてみた場合、特定の債務について長期的に債権管理を要する状況にある市民については、債権管理は一括して行うことが効果的かつ効率的と思われる。実際に、サンプルとして検討した案件の中に、国民健康保険税を分納しているにもかかわらず介護保険料について認識されておらず、適切な管理ができていなかった例があった。また、市民からみても、一括して納付相談できれば利便性が高く、また失念等を防止することにもつながり、納付率の向上に有効と思われる。

介護保険料の消滅時効期間は 2 年であり市税の 5 年と比して短期である。現状、市税の徴収と介護保険料の徴収はそれぞれの担当課が行っており、担当課間の連絡や調整は、皆無ではないものの綿密とは言えない状況にある。例えば市税も介護保険料も滞納している特定の市民について、納税課において介護保険料の滞納に気づかないまま家計の限界まで市税の分納が設定されてしまうと、その後に介護保険料の滞納が発覚した場合、納付の余裕がない結果、介護保険料について納付がなされず時効消滅するという事態も想定されることとなる。このような事態を防ぐためには、滞納整理に関わる職員が他の滞納の有無を自ら直接確認できる仕組みが必要であると考えられる。

② 納税案内センターの利用について

介護保険料については市の納税案内センターからの電話催告は行っていない。これは、市税や国民健康保険税に比して相対的に滞納件数が多くないこと、滞納者宅を訪問しての制度説明や納付相談、徴収を担当する介護保険推進員が 6 名おりこれらの者が滞納者の来庁日時の予定を検討しつつ電話をかける作業も行っており納税案内セン

ターに委託するより効率効果が高いと判断していることなどが主たる理由のようである。ただ市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、既に納税案内センターを利用しているのであり、介護保険課における推進員による電話と納税案内センターの利用のどちらが市全体としての効率性・効果性の観点から有効かを一度検討してみてもよいのではないだろうか。

1 2. 後期高齢者医療保険料

① 滞納情報の共有化について

滞納者を任意で抽出し、交渉記録等の資料を閲覧したところ、催告書の送付や督促の電話は概ね適切に実施されており、特に大きな問題点は見当たらなかった。ただし、抽出した案件の中で、後期高齢者医療保険料のみならず介護保険料や国民健康保険税の滞納もある市民であり、後期高齢者医療保険料の滞納の認識がないという事情があった。滞納のある市民が他の課へ分納相談のために来庁した際に、後期高齢者医療保険料の滞納があることが判明すれば、後期高齢者医療課へも来るよう依頼し、個別に分納相談を実施しているのが実態であり、判明しなければそれきりになってしまう。これでは市として非効率で債権管理が適切になされているとは評価できないし、また市民としても煩雑である。後期高齢者医療保険料の滞納がある市民は他の公課も滞納がある可能性があり、情報の共有を行うことは市にも市民にも有益となる。特に後期高齢者医療保険料の消滅時効期間は2年であり市税の5年と比して短期で、後期高齢者医療保険料を滞納している市民は他の保険料や税金等を滞納している可能性が高いことからすると、他課との連携は必須であるが、上記のとおり、情報共有はなされておらず、連絡が綿密になされていると評価できる現況にはない。

福山市は、部課を横断し組織する収納対策連絡会議において滞納情報の共有を検討したが市税等の債権を一元管理する組織がないなかで情報共有することは困難であると判断した。これらを踏まえて、滞納者の来庁時等に個別交渉の中で他の部課が管理する滞納債権がないかについて聞き出し、滞納のある課と連絡するという運用を行っている。しかしこの運用が十分に徹底できず上記のような事象が発生していることから、当該運用について職員に徹底する必要がある。

また、組織がいかになっても関係課間で滞納者の情報が漏れなく確実に共有できる仕組みの構築が必要である。制度・権限上の理由から情報共有が困難であるならば、後述するように公債権の一元管理が行えるよう組織改編も見据えた検討が必要であると考える。

② 適切な事務手続の徹底について

滞納整理手続の検討において、滞納者が来庁した際に滞納者本人の認知機能の低下がうかがわれ、また知人が付き添ってきた事案があった。職員はこの知人と分納相談をしこの知人宛てに納付書の再発行までしているが、法的には単なる知人にはそのような権限はなく、このような対応をしてしまうとその後法的紛争となった場合、福山市が巻き込まれる可能性が生ずるため、知人ではなく子等親族に成年後見人の選任

も含めて相談連絡をする必要がある。収納率の向上は取り組むべき問題ではあるが適切な収納事務の徹底を図る必要がある。

③ 臨戸訪問の実施について

後期高齢者医療保険料の滞納整理手続について、担当課は滞納整理月間を設けて夜間納付相談の実施や夜間電話催告を実施して納付を促進するなど努力と工夫が見られ、また一定の効果をあげていると評価できる。ただ、広島県広域連合に属する市町のうち滞納者対策として臨戸訪問を実施している市町が 61%程度存在するが、福山市では実施していない。臨戸訪問はそもそも例外的な手続であるし、必ず実施すべき手続とはいえないものの、消滅時効にかけてしまっている債権が一定程度存在しながら臨戸訪問を実施しないという状況は、滞納者の実態調査等情報収集や督促など、収納に向けた債権回収努力をできる限り行ったと評価されない可能性が残されてしまっているともいえる。もちろん臨戸訪問はすればよいというものではなく、効果性と効率性を勘案した上で、臨戸訪問を実施することを検討してみてもどうか。また、後期高齢者医療保険料についてのみ臨戸訪問の実施を検討するには人員やコスト等の面において現実に実行することが難しいことは容易に想像できる。他部課との連携等も検討してみてもどうか。

1 3. システム及び情報管理

① ID・パスワードの管理について

情報セキュリティ内部監査の実施結果を閲覧したところ、市税等の事務を行う情報システム端末を利用する際の ID・パスワードは適切に管理されていたが、資産税課において、複数課員が 1 つの ID を共用しているインターネット端末の机に ID・パスワードが貼られていたという指摘があった。

情報システムを利用する際の ID・パスワードの管理が適切に行われない場合は、情報システムを不正に利用されるおそれがあることから、ID・パスワードのメモの作成、それらの机上及びパソコン等への貼付等の行為は行ってはならないことを徹底する必要がある。なお、当該内部監査実施後、速やかに改善措置が講じられている。

② 特定個人情報の取扱いについて

①と同じく情報セキュリティ内部監査の実施結果を閲覧したところ、市民税課が所管する特定個人情報が記載された書類が市民税課以外の場所（部屋自体は施錠できる）において一部施錠管理できるキャビネット等に保管されていないという指摘があった。

個人情報の漏えい、滅失及び改ざん等を防止する観点から、個人情報が含まれる書類については、施錠可能な保管庫に保管する必要があることを徹底する必要がある。なお、当該内部監査実施後、速やかに改善措置が講じられている。

③ アクセスログの分析について

情報漏えいや不正アクセスといった問題に対処するためにアクセスログの分析が重要である。アクセスログの分析の実施状況について、質問を行ったところ、保険系システムにおいてアクセスログの分析が行われていないとの回答があった。

アクセスログの分析は、情報システムのセキュリティ対策上重要であることから、定期的にアクセスログの分析を実施すべきである。

④ 外部委託事業者の管理について

現在、市税の業務においては、データのパンチ作業を外部の事業者に委託している。個人情報を取扱う作業を外部の事業者に委託する場合には、外部委託事業者も情報漏えい等を防ぐための福山市情報セキュリティポリシー等の遵守が要請され、契約書にもその旨の記載がある。

外部委託事業者からの情報漏えいを防止する観点から、外部委託事業者における福山市情報セキュリティポリシー等の遵守状況を確認することは重要である。よって、定期的に立入検査を実施することによって遵守状況等の確認を実施すべきである。

また、災害、ハードウェアの障害等からデータを復旧するために、定期的にデータのバックアップを行い、バックアップデータを分散保管している。バックアップデータは、福山市にとって重要な情報資産である。分散保管先の施設についても定期的に立入検査を実施し、契約どおりの要件を充足しているか確認すべきである。

第7. おわりに

市税等の事務においては、公平性が重要であることはもちろんであるが、一方において将来的に市職員の減少が予想される中で、いかに効率的・効果的に事務を行っていくかも重要である。そのためには、担当職員の専門知識の習得及び事務処理能力の向上、常に有効性及び効率性を意識した事務の改善、さらなる ICT 技術の利活用が必要となる。

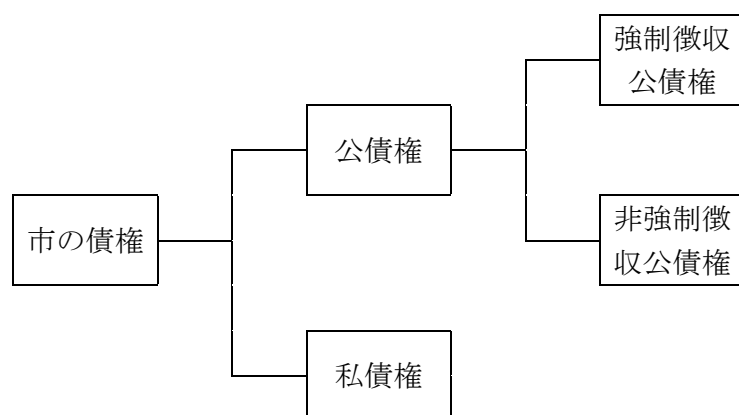
また、市税等の賦課徴収事務においては、様々な情報の収集が重要となる。そのためには、部内の担当課間の連携、市庁内の他の部課との連携及び国、県との連携が重要になる。特に未申告者の捕捉、申告内容の適正性の確認等においては、税務署が保有する情報が有効であると考えられる。国、県との連携の一層の促進に向けて福山市の積極的な働きかけに期待する。

最後に市税等の債権の一元管理について述べることにする。

《市税等の滞納債権の一元管理について》

福山市では、複数の部課においてそれぞれが未収金という債権を有している。一般に市が有している債権の分類は次のとおりである。

【市が有する債権の分類】



公債権とは、公法上の原因に基づいて発生する債権であり、市税のように自力執行権のある強制徴収公債権と自力執行権のない非強制徴収公債権に大別される。なお、監査対象の中で、市税以外の国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料も、強制徴収公債権に分類される。

福山市では、市民負担の公平性と財政の健全化を確保する目的で、徴収の仕組みや体制が十分に整っていない非強制徴収公債権及び私債権について、債権管理に係る統一的な処理基準を明確化することにより、滞納債権に係る督促や強制執行の手続を厳格かつ的確に行い、徴収を強化する一方で、徴収の見込みのない不良債権については、徴収停止や債権放棄を適切に行い、債権管理の効率化を図る必要があることから「福山市債権管理条例」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行している。

また、福山市では、市民の負担の公平と自主財源の確保を目的として、税をはじめ各種収入金の収納率向上に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図り、行財政健全化に資するため福山市収納対策連絡会議を設置し、滞納整理方針の策定、目標収納率の設定、口座振替納付の啓発、夜間・日曜納税相談の実施など、全庁で統一した取組や、収入項目の特性に応じた実務研修などを継続的に行い、徴収技術の向上を図っている。

会議は全体会議が年 2 回、自力執行権を保有する部署とそうでない部署に分かれた会議がそれぞれ年 2～3 回開かれている。

福山市では、市税等の滞納額の減少に向けて様々な取組を実施することによって、滞納額の減少という一定の成果に結びつけているところである。一方において、市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している場合、各担当課がそれぞれ滞納整理事務を行っている（担当課間の連絡や調整は、皆無ではないものの綿密とは言えない状況にある）。

現状の問題点については、既に述べたところであるが、まとめると次のとおりである。

- ・福山市と滞納者の双方が債権・債務の全体像を把握しないままに交渉する。

- ・福山市では、各担当課がそれぞれに同じ事務（例えば、財産調査等）を行うために非効率。
- ・滞納者は各担当課に行く必要がある。
- ・市税以外の部課においては、滞納整理に関する知識・ノウハウが少なく、部課に滞納整理に関するノウハウが蓄積しにくい。

以上の問題点を解決する目的で、滞納債権の一元管理を導入する自治体もある（ただし、その方法は各自治体で異なる）。

しかしながら、滞納債権の一元管理を実施するためには、①情報共有のためのシステム改修、②一体徴収に携わる職員は、異なる債権ごとに知識が必要となり負担が増加する、③各部課の当事者意識が希薄になる、④守秘義務及び個人情報保護の観点からの情報共有に関する懸念等が考えられる。

以上のとおり市税等の滞納債権の一元管理には、メリットとデメリットがある。福山市においても、収納率の向上を図るため、収納対策連絡会議において、滞納者が納付相談に訪れた場合に、他の公債権での相談漏れを防止するため、強制執行公債権間での滞納有無情報の共有化を検討したが、現行の組織機構の中では、①異なる権限を有する課に情報共有を行うことは、組織論、権限論の点から問題がある、②個人情報の目的外利用となることから本人同意なく利用することは不可能との課題があり共有が困難と整理、検討課題としてきた経緯があるとのことである。一方において既に実施している自治体もあることから、これらの自治体の手法を参考にしながら、効果的かつ効率的な組織の構築に向けて議論・検討する必要があると考える。